（分館等の団体名） 防犯カメラ管理・運用規程（案）

1. 設置目的及び目的外利用の禁止

この規程は、個人のプライバシーに配慮しつつ、（分館等の団体名）における犯罪防止のために設置するものとし、岡山県が策定した「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に沿って、次の場所に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。また、記録された画像等は、設置目的以外の目的のための利用を禁止する。

1. 設置場所及び撮影範囲

①設置場所

②撮影範囲

1. 防犯カメラを設置している旨の表示方法

防犯カメラの撮影場所付近の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。併せて、表示板には設置者である「（分館等の団体名）」を記載する。

1. 管理責任者及び操作取扱者
2. 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
3. 管理責任者は、（管理責任者役職・氏名）とする。
4. 管理責任者は防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くものとする。
5. 操作取扱者は、（操作取扱者役職・氏名）とする。
6. 管理責任者等の責務
7. 画像等により知り得た情報の漏えい又は不正な使用の防止のための必要な措置に関すること。
8. 操作取扱者に関する指導、監督に関すること。
9. その他画像等の適正な取扱いに関すること。
10. 撮影された画像等の適正な管理に関する事項
11. 記録機器及び記録媒体等は、施錠可能な収納ボックスに施錠のうえ保管しなければならない。なお、収納ボックスの鍵は、管理責任者から指定された者が確実に管理することとする。
12. 記録機器で録画された画像は、原則として外部への持ち出しを禁止する。
13. 画像の保存期間は（保存期間の日数等）とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合、保存期間を延長することができる。
14. 保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかにかつ確実に消去するものとする。
15. 記録された記録媒体を廃棄する場合には管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認のうえ廃棄する。
16. 撮影された画像等の提供の制限に関する事項

次の場合を除き、第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

1. 法令に基づく場合。
2. 捜査機関から犯罪捜査のため、情報提供を求められた場合。なお、記録された画像等を利用する場合は、利用日時、利用者、利用理由、利用する画像の内容等を別紙様式（画像等利用簿）に記録して保管するものとし、第三者へ閲覧させ又は提供する場合も同様とする。
3. 人の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合。
4. 秘密の保持に関する事項

管理責任者及び操作取扱者等は、画像から知り得た情報を他人に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

1. 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、（保守点検の頻度）ごとに保守点検を行うものとする。

10　問い合わせ・苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する問い合わせ・苦情等を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

この規程は、令和　年　月　日から実施する。